

環境ひろば

令和8年第3回定例会
建設環境委員会 調査事項資料No.1-3
ゼロカーボン課

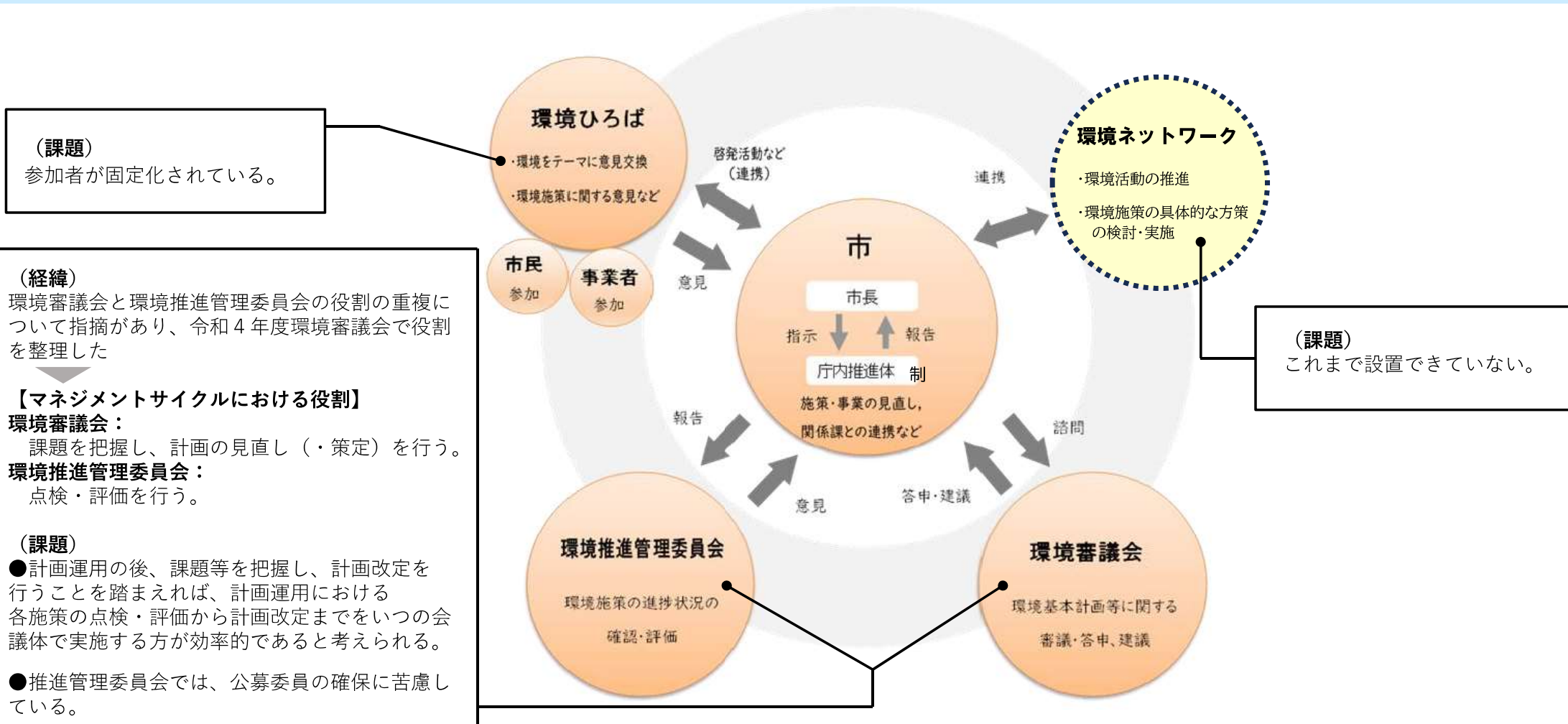
環境施策の推進体制の見直し案 説明会

令和8年7月24日
都市企画部ゼロカーボン課

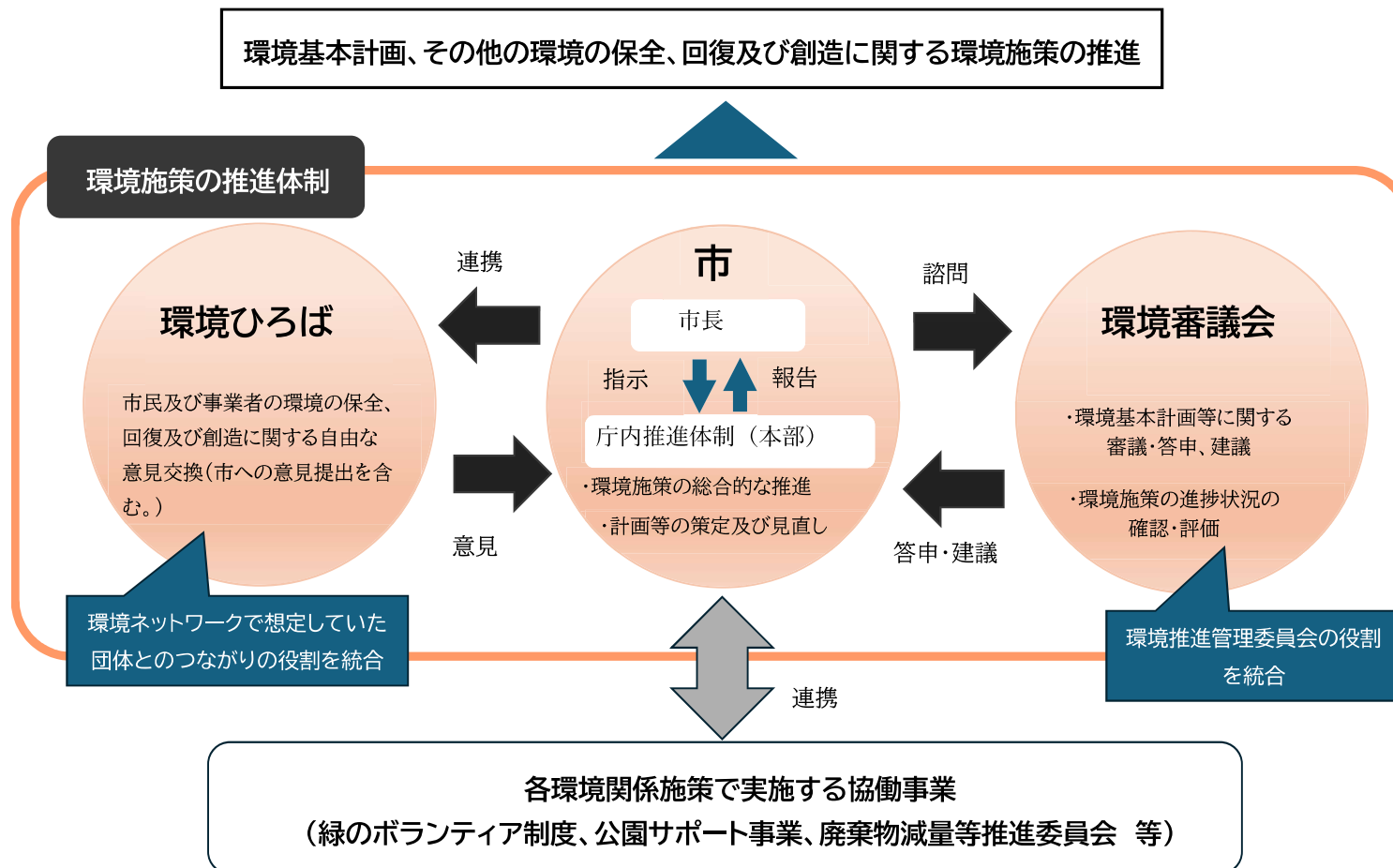
環境施策の推進体制の見直しの趣旨

- 環境施策の推進体制は、環境推進管理委員会・環境ひろば・環境ネットワーク・環境審議会があり、環境基本条例（第27条～第30条）で定めるとともに、環境基本計画で位置付けている。
- 条例制定から約20年が経過し、制定当時の想定と現在の実態との間に乖離が生じている。さらに、近年は環境分野における課題が多様化・高度化しており、関係主体が柔軟に連携し、実践的な取組を迅速に進めていくことが求められている。
- 各会議体の役割や位置付けを整理し、現状に即した体制へ再構築することで、環境施策をより実効性の高い形で推進できる仕組みとなるよう見直しを行う。

現状の推進体制の役割と課題



環境施策の推進体制見直し（案）



推進体制等の見直しの流れ（予定）

